

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会議名	令和7年度第3回 始良警察署協議会
会議日時	令和8年2月17日火曜日 午後3時から午後5時まで
会議場所	始良警察署 4階大会議室
出席者	1 警察署協議会 会長以下10名 2 警察署 署長以下8名
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 協議</p> <p>ア 令和7年中の犯罪、交通事故の発生状況、始良警察署が取り組む抑止対策等</p> <p>イ 諮問・答申</p> <p>(4) その他</p> <p>(5) 閉会</p> <p>2 諮問・答申</p> <p>(1) 令和7年中の犯罪発生状況等を踏まえ、警察に対する意見・要望等はないか。</p> <p>(委員)</p> <p>始良市内でもあおり運転によるトラブルが発生しているのか。</p> <p>(署長)</p> <p>管内でも少なからず発生しているが、報道等で見かけるような重大な事案には発展していない。</p> <p>(委員)</p> <p>横断歩道で子供たちを渡らせてあげることがあるのだが、歩道の形状によっては、横断待ちしている歩行者が見えにくいところもある。 そのような横断歩道の場合、子供たちを渡らせることで、逆に危険を生じてしまうような場面がある。 指導や取締りのあり方も含め、検討してもらいたい。</p> <p>(署長)</p> <p>横断歩道に関しては、設置基準に則って整備されているが、皆さんが危険箇所に気付いた際は、ぜひ警察に情報提供してほしい。 運転者対策については、あらゆる機会を通じて指導しているが、交通教育だけでは浸透しない面も多く、交通取締りについても実施している。 歩行者妨害の取締りについては、歩行者の安全性を確保するため特に強化しているところである。</p> <p>(委員)</p> <p>自転車の乗り方についてだが、私の住んでいる地域は、非常に狭い道路が多く自転車での通行が危険である。 自転車の交通ルールが厳しくなるということと同時に、行政にも自転車が通行しやすい道路整備にも力を入れていただきたいので、警察からも働きかけてほしい。</p> <p>(署長)</p> <p>自転車の新しいルールについては、県警察を挙げて広報しているところであり、皆さんに新しいルールを認識していただき、正しい自転車の運転を心がけていただきたい。 貴重な御意見として承り、1件でも事故が防げるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>(委員)</p> <p>国道10号を通行すれば、時々交通量の多い車道を通行している高齢者の自転車乗りを認めるが、どこを通行するのが正しいのか。</p> <p>(署長)</p> <p>交通量が多い道路で歩道が設けられている場所については、「歩道通行可」という交通規制がかけられている場合もあるので、その標識があれば歩道を自転車で通行してもよいということになる。 また、子供（13歳未満）や高齢者（70歳以上）であれば、例外的に歩道を通行</p>	

できるという規定もあることから、あらゆる機会を通じて広報していきたい。

(3) 委員からの意見・要望、提言等

(委員)

女性の被疑者や被害者、または女性が勾留されている場合に女性ということで対応を考慮することがあるのか。

(回答)

女性被疑者の勾留は、女性専用の施設において留置を行い、逮捕以降の被留置者に関する処遇は全て女性警察官が対応している。

その他、特に女性被害者からの事情聴取等に関して言えば、当事者の意向を確認した上で女性警察官が取調べを行ったり、男性警察官が行う場合でも女性警察官を立ち合わせるなどの配慮を行っている。

(委員)

県警あんしんメールで、始良市の子供に対する声掛け事案がよく届いているが、声掛け事案が発生した際、警察はどのように対応するのか。

(回答)

始良署管内では、昨年、中学生以下に対する声かけ事案が35件発生している。

声かけ事案が発生した場合、交番やパト、生活安全係の警察官が、直ちに学校や家庭を訪問し、声をかけられた児童から詳細に話を聞き取り、発生場所及び周辺を検索して声かけをした人物の検索を行っている。

また、交番やパトカーに、声かけ事案が発生した場所や時間、声かけした人物の特徴などを連絡し、同時帯の警ら活動をしたり、付近の防犯カメラの画像確認をしたりして、学校と情報を共有している。

一方で、その多くが、通学途中に声をかけられ、学校に着いてから先生に話し、学校から発生の連絡があったり、帰宅途中で声をかけられ、帰宅後に親に話をして親から通報がなされたりといった状況で、実際に声かけ事案が発生してから数時間が経過しているのが実情である。

このようなことから、警察では平素から、防犯協会やスクールサポーター、110番の家の協力を得て、各学校で「いかのおすし」の教養、「110番の家」への駆け込み訓練を行うなど、すぐに通報してもらうようお願いしている。

(委員)

警察の制服や手帳の模造品が売られているというニュースを見たが、管内でも同様の事例があるのか。

仮に模造品があった場合、どのように見分ければ良いか。

(回答)

当署管内では、そのような事例は現在まで発生していない。

もし、警察官らしき人が自宅を訪れたり、屋外で声を掛けてきた際に怪しいと感じた場合や制服や、手帳が模造品ではないかと不審に思われた際は、始良警察署、若しくは110番通報してほしい。

当署の警察官が巡回連絡等で訪問したかどうかについて確認を行うなどして対応する。

(委員)

国道10号の脇元交差点を国道から県道方向に右折する場合、右折車専用信号が設置されていないのは何か理由があるのか。

右折車専用信号と時差式信号があるが、その設置判断基準の差があるのか。

(回答)

一般的に、右折矢印信号機は

- 右折車両が双方とも多い
- 右折レーンが双方とも整備されている
- 対向の直進車両が多く右折車両がさばけない
- 右折車両がさばけないため、後続車両の進行を妨害している

等の交差点に整備している。

脇元交差点の現在の交通の流れは、右折車が対向車両の間隙をついて右折しており、滞留が少ないことから、右折矢印信号機の整備はしていない。

右折矢印を設置する場合のデメリットとしては、通常の青信号の点灯秒数を右折矢印に割り振ることになり、その結果、直進車両の通過可能台数が少なくなる。

一方、時差式信号機は、一日を通して上り・下り方向のいずれか一方の右折交通量が他の方向からの交通量より著しく多い交差点に設置している。

ただし、設置のデメリットとしては、信号が早く赤になった側に右折車両が取り残されたり、対向車線側も赤信号に変わったものと思い込んで、直進車と衝突してしまう「右直事故」の危険が高くなる。

よって、右折矢印や時差式の整備については、以上のようなメリット、デメリット及び現場交差点の交通量や道路形状等を勘案して整備を行っているところである。

(委員)

草と泥で隠れた歩道ラインをよく見掛けるが、その状態で車との接触があった場合、白線の内外での事故対処の違いがあるのか。

(回答)

白線の内外などの違いによる交通事故の対処に違いはない。
道路交通法で「車両は、歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔を保持するか徐行しなければならない」となっているので、歩行者と接触があった場合には、白線の内外のどちらであっても運転者の責任が問われることになる。

この白線は、歩行者の通行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路にひかれており、白線の種類によって、一般路側帯、駐停車禁止路側帯、歩行者用路側帯がある。

また、雑草などで白線が見えにくい場合は、道路管理者に除草等を依頼し、視認性をよくしてもらうこととなる。

今後、気付いた際は、道路管理者へ連絡をお願いしたい。

道路管理者がわからないときは、交通課へ連絡してもらえばこちらから連絡する。

備 考	
-----	--